

福障施第 914 号
令和 8 年 3 月 16 日
一部改正 福障施第 332 号
令和 8 年 8 月 10 日
最終改正 福障施第 456 号
令和 8 年 10 月 1 日

就労移行支援事業所 管理者 様
就労継続支援事業所 管理者 様

福岡市福祉局障がい施設福祉課長

就労移行支援及び就労継続支援における
在宅でのサービス利用にかかる取扱いについて(通知)

平素より、本市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、福岡市で支給決定を受けている利用者に対する在宅でのサービス利用にかかる支援（以下「在宅就労支援」という。）の実施手順について、令和 8 年 10 月 1 日以降、一部変更・追加となる内容がございますので通知いたします。これに伴い、「令和 3 年度以降の在宅でのサービス利用にかかる支援開始の届出について（依頼）」（令和 3 年 3 月 16 日付保障福第 1909 号、福岡市保健福祉局障がい福祉課長通知）及び「就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用にかかる支援について（通知）」（令和 7 年 10 月 14 日付福障施第 000545 号）については、令和 8 年 9 月 30 日をもって廃止します。

なお、この通知を踏まえた上で、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日付障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知、以下「留意事項通知」という。）で示されている要件を満たさずに在宅就労支援を実施した場合、報酬の返還対象となりますので、各事業所におかれましては、同要件を改めて確認のうえ、適切に実施していただきますようお願いいたします。

記

1 在宅就労支援の考え方

在宅就労支援は、新たな生活様式の定着を見据えた就労形態であり、利用者の障がい特性等を踏まえ、利用者からの希望があり、同意を得た上で、その支援効果が認められる場合に行われるものである。

なお、実施にあたっての環境整備等については、「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン（令和 3 年 3 月、PwC コンサルティング合同会社）」を参考

にすること。

2 在宅就労支援の対象者

在宅就労支援を希望する者であって、事業所によるアセスメント及び区での判断の結果、在宅就労支援による具体的効果が認められる者とする。

このため、令和8年10月1日以降に在宅就労支援を利用する者は、事前に区での判断が必要となるため注意すること（令和8年9月30日以前から在宅就労支援を利用している者の取扱いについては、「5 本通知適用日前から在宅就労支援を実施している利用者について」参照）。

3 新たに在宅就労支援を実施する場合等の事業所における必要な対応

＜利用者に対し在宅就労支援を行う際の手続き＞

在宅就労支援を行う場合は、事業所としての在宅就労支援の開始にかかる届出を行った上で、当該利用者の受給者証に在宅就労支援に関する記載を受け、支援を開始すること。

また、利用事業所が変更となった場合や、支給決定期間更新時にも、下記（１）～（３）を実施すること。

（１）利用者からの申出とアセスメント

ア 利用者から在宅就労支援を希望する申出があった場合に、その希望理由を確認し、通常のアセスメントに加え、在宅就労を行うにあたり必要と考えられる利用者自身の生活面・作業面・環境面等における自己管理能力等を確認するという観点から、在宅就労支援を行う妥当性を判断するためのアセスメントを行うこと。

イ 希望理由とアセスメントの結果から、在宅就労支援を行うことが適切かつ効果的であると判断した場合は、その具体的支援効果を記録すること。

ウ アセスメントと併せて、緊急時の対応方法について定めておくこと。緊急時の対応が担保されないような地域の利用者への在宅就労支援は原則として認められないため注意すること。

具体的には、**当該事業所の職員が1時間以内に駆け付けられる体制**とすること。

※ アセスメント結果等については、「【様式1】就労移行・就労継続支援事業の在宅就労支援における確認シート」へ必要事項を記入すること。

（２）利用者の同意

ア 具体的な支援効果及び支援内容を利用者に提示し、その支援を受けることについて利用者から同意を得ること（相談支援事業所が実施するサービス担当者会議録に置き換えても可）。

イ 当該支援について、通常の通所による支援と同様、所得区分により利用者負担が発生する場合はその旨を説明すること。

- ウ 在宅就労による支援目標や具体的な支援内容等を明記した個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等へ交付すること。

(3) 各区福祉・介護保険課又は健康課へ事前申請

- ア 上記（１）及び（２）の後、各区福祉・介護保険課または健康課へ申請すること。
※開始希望日から起算して少なくとも1月前までに必要な書類を提出すること。
- イ 各区への申請時には、事業所から以下を提出すること（郵送または持参）。
① 【様式１】就労移行・就労継続支援事業の在宅就労支援における確認シート
② 在宅就労についての記載がある個別支援計画
- ウ 各区において在宅就労支援の効果が認められると判断された場合、受給者証に在宅就労支援を受けることが可能である旨の記載等を行う（受給者証またはシールを対象者へ送付）。受給者証に記載等を受けた後に、在宅においてサービス提供を開始すること。
※ 区における在宅就労支援の効果の判定には、一定の期間を要します。
- エ 各区において在宅就労の支援効果が認められないと判断された場合、当該利用者への在宅就労支援は認められない。

(4) 支援の提供と記録

- ア 在宅就労支援を提供する利用者について、提供開始前に「在宅就労支援対象者リスト（参考様式１）」を作成すること。
なお、参考様式１と同様の内容を含む形であれば、各事業所独自の様式により作成することも可能とする。
- イ 支援を行った日ごとに「在宅就労支援記録（参考様式２）」を作成すること。
なお、参考様式２と同様の内容を含む形であれば、各事業所独自の様式により支援記録を作成することも可能とする。
- ウ 実績記録票については、通常の通所による支援と同様、在宅就労における支援時間等を記入するが、電話等で確認した支援時間等に誤りがないかを必ず対面時に双方で確認し、利用者が利用者確認欄に署名又は押印すること。また、備考欄には、「在宅就労」と記載すること。

(5) 利用者との支援内容等の確認

- １か月に１回以上、「在宅就労達成度評価シート（参考様式３）」により、１か月の取り組みの達成度の評価及び振り返りを行うこと。
なお、参考様式３と同様の内容を含む形であれば、各事業所独自の様式により評価シートを作成することも可能とする。
また、支援を行った月ごとに「在宅就労支援実施一覧表（参考様式４）」等により対象者を一覧にまとめて記録を保管するなどして、実績に基づく報酬請求を行うこと。

<事業所として在宅就労支援を開始するための手続き>

市障がい施設福祉課へ届出書等の提出

(1) 提出書類

①【様式2】在宅でのサービス利用にかかる支援開始届出書

②【様式3】事業所公表情報(市内事業所のみ)

※様式3の情報については、在宅就労支援を行う事業所を広く市民の皆様に周知するため、福岡市ホームページで公表します。

③ 運営規程の変更届

・運営規程のサービス内容に、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記すること。

(2) 提出方法等

福岡市福祉局障がい施設福祉課施設指導第1係へメールにより提出

メールアドレス：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

※ 届出内容の変更について

- ・既に在宅就労支援に係る届出を行っている事業所において、運営規程の「在宅で実施する訓練及び支援内容」の明記が不十分な事業所は、運営規程について所要の改正を行い、変更届を提出すること。
- ・事業所として在宅でのサービス提供を終了する場合は、終了する1か月前までに【様式2】「在宅でのサービス利用にかかる支援開始(変更・終了)届出書」の区分を「終了」にして提出すること。
- ・【様式2】「在宅でのサービス利用にかかる支援開始(変更・終了)届出書」の内容が大きく変更になる場合は、変更後の内容に修正したものを、随時提出すること。(軽微な変更について届出の必要はありません。)
- ・【様式3】「事業所公表情報」の内容に変更が生じた場合は、変更後の内容に修正したものを、随時提出すること。

4 適用日

令和8年10月1日から適用する。

なお、以下の通知については、令和8年9月30日をもって廃止する。

- ・「令和3年度以降の在宅でのサービス利用にかかる支援開始の届出について(依頼)(令和3年3月16日付保障福第1909号、福岡市保健福祉局障がい福祉課長通知)」
- ・「就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用にかかる支援について(通知)(令和7年10月14日付福障施第545号、福岡市福祉局障がい施設福祉課長通知)」

5 本通知適用日前から在宅就労支援を実施している利用者について

適用日（令和8年10月1日）前から引き続き、同じ事業所において在宅就労支援を実施している利用者については、令和8年10月1日から令和9年2月28日までの間（以下、「移行期間」と言う。）に、上記3（3）の取扱いに基づいて受給者証への記載を受けること。ただし、移行期間中に支給決定期間更新又は事業所の変更がある場合は、その時点で受給者証への記載を受けること。

なお、移行期間において受給者証記載の手続を終えるまでの間は、受給者証に在宅就労支援を受けることが可能である旨の記載がない場合でも、在宅就労支援を実施し、その報酬を算定することができるものとする。

※本通知適用後に、引き続き在宅就労支援を提供することが困難と考えられる利用者については、当該利用者の障がい福祉サービスの利用に支障が出ることをないように、当該利用者に対して説明をした上で、必要に応じて他に利用可能な事業所を案内するなど、適切な対応を行うこと。

6 在宅就労支援における報酬算定の要件

上記2の対象者要件を満たす者であって、下記、（1）～（7）の要件をすべて満たす場合に、報酬を算定することができるものとする（留意事項通知を参照）。

- （1）運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記していること。
- （2）指定権者から求められた場合には訓練・支援の状況を提出できるようにしておくこと。
- （3）在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが常に確保されていること。
- （4）在宅利用者に対し、1日2回は連絡・助言又は進捗状況の確認を行い、日報を作成すること。また、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- （5）緊急時の対応ができること。

※事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等及び在宅就労支援を行う場合における緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくこと。緊急時対応が担保されないような地域の利用者への在宅就労支援は原則として認められないため注意すること。

- （6）在宅利用者からの疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- （7）事業所職員の訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- （8）原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅又は事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行うこと。

※（7）が通所により行われ、あわせて（8）の評価等も行われた場合、（8）による通所に置き換えて差し支えない

※その他、在宅と通所による支援を組み合わせることや、利用者が希望する場合にサテライトオフィス等でのサービス利用も可能

7 注意すべき事項

- (1) 本取扱いの対象者は、福岡市で支給決定を受けている利用者に限る。
- (2) 在宅就労と通所を組み合わせることも可能だが、利用者の都合（私的な用事（通院や介護を含む）や風邪等の突発的な感染症罹患、怪我等）や事業所の都合等により自由に変更するものではなく、事前に個別支援計画に位置付け、計画的に組み合わせる利用させること。
なお、障がい特性や症状等により、予め計画立てることが難しい場合は、その事情を個別支援計画に記載した上で変更を可能とする。
また、事業所が必要な人員を配置しており、利用者は通所できる状態であったにもかかわらず、天候不良や感染症の流行により事業所への通所を臨時的に休止する等、「利用者や事業所の責めに帰さない事情」が生じた場合は、その事情をケース記録等に記載の上、利用者が行う活動や訓練等のメニューが確保されている場合に限り変更を可能とする（※在宅就労支援について事前に個別支援計画に位置付けていなかった者については対象外）。
- (3) 在宅就労支援については、報酬算定上、通常に通所による支援と考え方は同じであり、在宅就労時に別の障がい福祉サービスを同時に受けることはできない。
※ 在宅就労支援の実施にあたっては、計画相談事業者、共同生活援助事業者等その他の障がい福祉サービス事業所とも連携し、適切にサービスを提供すること。
- (4) 参考様式についても、福岡市が提出を求めた際はすぐに提出できるように整備すること。
なお、各参考様式と同様の内容を含む形であれば、各事業所独自の様式により記録を作成することも可能とする。
- (5) 作成した記録の保存期間は、サービスを提供した日から5年間とする。

8 添付資料

- (1) 就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用にかかる取扱いについてのQ&A（令和8年3月 vol.1）
- (2) 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- (3) （抜粋）令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.8（令和7年3月31日）
- (4) 「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン」（令和3年3月、PwC コンサルティング合同会社）
- (5) 【廃止】「令和3年度以降の在宅でのサービス利用にかかる支援開始の届出について（依頼）」（令和3年3月16日付保障福第 1909 号、福岡市保健福祉局障がい福祉課長通知）

- (6)【廃止】「就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用にかかる支援について（通知）」（令和7年10月14日付福障施第000545号、福岡市福祉局障がい施設福祉課長通知）
- (7)【様式1】就労移行・就労継続支援事業の在宅就労支援における確認シート
- (8)【様式2】在宅でのサービス利用にかかる支援開始（変更・終了）届出書
- (9)【様式3】事業所公表情報（市内事業所のみ）
- (10)【参考様式1】在宅就労支援対象者リスト
- (11)【参考様式2】在宅就労支援記録
- (12)【参考様式3】在宅就労達成度評価シート
- (13)【参考様式4】在宅就労支援実施一覧表

9 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市福祉局障がい施設福祉課施設指導第1係

TEL：092-711-4249 FAX：092-711-4818

E-mail：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

○通知・様式等掲載場所（福岡市ホームページ）

「就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用にかかる支援について」
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/zaitakusyurou.html>